

健全育成総合対策
～いじめの防止に向けて～

(平成30年3月27日改定)

目次

はじめに	P 1
I 健全育成の推進	P 2
江東区における健全育成5つの目標	
II いじめ防止等の取組	P 4
1 江東区いじめ防止基本方針	
2 学校におけるいじめ防止等の取組	P 8
(1) いじめ防止等の基本的な考え方	
(2) いじめ防止等の対策のための組織	
(3) いじめの未然防止の取組	
(4) いじめの早期発見の取組	
(5) いじめに対する早期対応	
(6) 重大事態への対処	
3 教育委員会の取組	P 15
(1) いじめ問題防止のための組織	
(2) 教育活動への支援	
4 家庭・地域の役割	P 17
(1) 家庭・地域・関係機関と学校の連携	

はじめに

江東区教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、平成26年に「江東区いじめ防止基本方針」を定めました。その後、各学校においても、「学校いじめ防止基本方針」を定め、「学校いじめ対策委員会」を設置するなど、いじめの対応に努めてきました。

いじめは、こどもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。

また、いじめ防止のためには、いじめを起こさない学校づくりを視野に入れた、積極的な生活指導が大切であり、そのために健全育成を学校、教育委員会、保護者、地域、関係諸機関が一体となって進めていく必要があります。そこで、江東区教育委員会では、「健全育成総合対策」を実施し、こどもたちの心の育成に重点を置き、健全育成を総合的に推進してきました。

この度、文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改訂 平成29年3月）及び東京都教育委員会が策定した「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）に基づき、本区の「健全育成総合対策」及び「江東区いじめ防止基本方針」を改訂いたしました。これまでの取組を生かしつつ、こどもにかかわる全ての大人がいじめの定義を理解し、組織的な対応をより強固にすることで、これまで以上に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、「どの子もそだつ 学びのまち こうとう」の実現に取り組んでまいります。

平成30年3月

江東区教育委員会

I 健全育成の推進

＜江東区における健全育成5つの目標＞

江東区教育委員会は、5つの目標を掲げ、こどもたちの健全育成を総合的に推進していきます。

【目標1】 こどもたちの心の育成

思いやり、規範意識、正義感など、こどもたちの心を育てます

こどもたちが、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることはとても重要です。心の教育を充実し、こどもたちの心を育てます。

＜取組例＞

- 1 道徳教育の充実
- 2 人権教育の推進
- 3 体験活動の充実
- 4 自治的活動の充実

【目標2】 教員の指導力の向上

教育に直接携わる教員の指導力を高め、こどもたちの可能性を広げます

こどもたちが、自ら個性を伸ばし、これからの社会の担い手として、資質や行動力を高めるためには、指導にあたる教員の指導力が大切です。研修会、OJT、指導訪問を通じて、教員の指導力を高めていきます。

＜取組例＞

- 1 課題に応じた研修の充実
- 2 職層研修の充実
- 3 対応力向上研修の充実
- 4 教育委員会による訪問指導の充実

【目標3】 組織的対応力の強化

学校・保護者・地域・関係機関が協力して、組織として健全育成を推進します

こどもたちの健全な成長には、学校、教育委員会、保護者、地域、関係機関等が一体となって取り組むことが大切です。実効的な組織を設け、こどもたちの成長を支援していきます。

＜取組例＞

- 1 江東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置
- 2 学校いじめ対策委員会等の設置
- 3 健全育成に関わる会議の設置

【目標4】 教育相談体制の充実

こどもたちの心に寄り添い、一人一人の状況に応じた教育相談を充実します

こどもや保護者の悩みをしっかりと受け止め、支援していくことが大切です。教育相談体制を充実し、一人一人の状況に応じた問題解決を図っていきます。

<取組例>

- 1 スクーリング・サポート・センターによる支援
- 2 スクールカウンセラーの全小・中学校配置（東京都の配置に加え、区独自の配置により教育相談体制を強化）

【目標5】 関係機関連携の強化

学校が関係機関との連携を強化することで、健全育成をさらに推進します

こどもたちの健全育成に関わる問題は複雑化しています。ケース会議等を設定し、状況や課題を関係者が共有し、こどもや保護者への支援策を進めていきます

<取組例>

- 1 江東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置（再掲）
- 2 学校いじめ対策委員会等の設置（再掲）
- 3 健全育成に関わる会議の設置（再掲）
- 4 スクールソーシャルワーカーの配置
- 5 スクールソーシャルワーカーによる関係機関の調整
- 6 警察、児童相談所、要保護児童対策関係各課等との連携

Ⅱ いじめ防止等の取組

1 江東区いじめ防止基本方針

江東区いじめ防止基本方針

江東区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」《平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）》、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月 東京都教育委員会）に基づき、「江東区いじめ防止基本方針」（平成30年3月改訂）（以下、「江東区いじめ防止基本方針」という。）を定めます。

1 江東区いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

江東区いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

また、いじめの問題は児童・生徒の心の健全育成に関わる問題ととらえ、江東区教育委員会は、「健全育成総合対策」を実施し、児童・生徒の健全育成を総合的に推進する。本対策を通じて、児童・生徒の心に寄り添い、学校、保護者、地域、関係諸機関が連携し、心の育成を図る取組を進め、いじめのない社会の実現を目指す。

2 いじめの定義

この江東区いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の促進

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

(1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

(2) 重大事態が発生した場合には、学校に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、教育委員会と学校が一体となって行う。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力を育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解や校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・いじめ防止（ネット上のいじめを含む）のための啓発活動の推進
- ・電話連絡、家庭訪問や個別面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力の推進
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施

(2) 早期発見

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・いじめに関する情報の教職員全体での共有

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合の特定の教職員で抱え込まない、速やかな組織的対応の構築
- ・いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組の実施
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者の情報共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめの解消の確認
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

(4) 重大事態への対処

- ・教職員による重大事態の定義の確実な理解
- ・重大事態に対応するための組織の設置
- ・いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

6 区における取組

1 組織の設置

(1) 江東区いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する事項

(2) 重大事態の発生時における組織の設置

重大事態が発生した場合には、学校に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、教育委員会と学校が一体となって行う。

2 「健全育成総合対策」の実施

「健全育成総合対策」を実施し、児童・生徒の健全育成を総合的に推進する。いじめ防止の観点から、本対策を通じて、児童・生徒の心に寄り添い、学校、保護者、地域、関係諸機関が連携し、心の育成を図る取組を進める。

5つの目標

健全育成総合対策

- 【目標1】 こどもたちの心の育成
- 【目標2】 教員の指導力の向上
- 【目標3】 組織的対応力の強化
- 【目標4】 教育相談体制の充実
- 【目標5】 関係機関連携の強化

取組の方向性

いじめに関する児童・生徒の理解を深める

いじめられた児童・生徒を守る

児童・生徒の取組を支える

学校一丸となって取り組む

地域と連携して取り組む

7 その他

教育委員会は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて対応する。

2 学校におけるいじめ防止等の取組

学校はいじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめ防止の取組を推進します。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめ防止等の基本的な考え方

①いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けたこどもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有します。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されています。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

②学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【(例) 校長、副校長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等】による「学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行います。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたります。

(3) いじめの未然防止の取組

①わかる授業づくり……こどもたち一人一人が達成感や充実感をもてる、授業の実践に努めます。

<取組内容>

【授業規律】 教員により授業規律に関する指導が統一していないため、こどもたちの生活指導の徹底が図られないことがあります。「こうとう学びスタンダード」を基本として、全ての教員が共通理解の下で授業規律を徹底しこどもたちの安定した授業環境を整えます。

【「いじめに関する授業」の実施】

こども同士が話し合いながら考える活動などを通して、いじめは絶対に許されない行為であること、人によって感じ方が異なること、いじめを止めさせる行動をとることの大切さ等について理解させるための授業を、全ての学級で年間3回以上実施します（内2回はふれあい月間中における道徳の授業）。

【「SOSの出し方に関する教育」の実施】

教科等の中でSOSの出し方に関する指導を実施し、適切な援助希求行動（SOSの出し方）や友人のSOSの受け止め方等について学びます。

【授業改善推進プラン】 全国学力・学習状況調査・学びスタンダード定着度調査等の結果を生かし、こどもたちの学習状況を分析するとともに、授業改善推進プランに基づいた授業改善を図ります。

【OJT】 ベテラン教員が若手教員を指導するOJTを活性化し、すべての教員の指導力を高めます。

【授業研究】 校内研修会等における授業研究を通じて授業の質を高めます。

【訪問指導等】 教育委員会による指導室訪問や支援訪問により、学校と教育委員会が一体となった授業改善を進めます。

【外部機関連携】 東京都教育研究員、教師道場等への教員の推薦や、東京都や区の課題別研修等を積極的に受講するなど、外部機関を活用して授業のスペシャリストを育てます。

<実践の場面>

● 授業研究の充実・・・研究協力校、教育課題研究校等における取組成果の発表や中学校教科交流授業研究の日等を通じて、教員の授業力向上を図っています。

②道徳教育の充実・・・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識をこどもたちももてるように、教育活動全体を通じて指導します。

<取組内容>

【「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた授業の実施】

児童・生徒が主体的に考え、議論する道徳の授業を展開し、「いじめは決して許されない」という気持ちを醸成します。

【道徳授業地区公開講座】

道徳授業地区公開講座では、全ての学級の道徳授業を公開し、こどもたちの心の教育について、保護者や地域の方と意見交換会を行い、その成果を、道徳教育の充実につなげます。

【いじめ防止道徳授業】

ふれあい月間（6月、11月）に、全ての学級で、いじめの防止に関する道徳授業を行い、全てのこどもたちが、いじめについて深く考える機会とします。特に11月～12月にかけては、「命の大切さ」をテーマとした道徳授業に取り組みます。

【情報モラル教育】

日々高度の発展している情報化社会においては、こどもたちが、情報社会に積極的に参画する態度を育てるとともに、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要です。学年に応じてインターネット等に関係するいじめの防止を、セーフティ教室における指導等を通じて推進します。

<実践の場面>

●道徳授業地区公開講座の実施・・・全学級の授業公開と意見交換会を実施しています。意見交換会では、保護者、地域の方にも参加を呼びかけ、グループ協議等を通じて、学校・家庭・地域が連携して道徳教育に取り組んでいくようにしています。

③体験活動の充実・・・他者とかかわりコミュニケーション能力を養うため、体験活動を計画的に実施します。

<取組内容>

【中学生職場体験】

中学校2年生が3日～5日の職業体験を行います。働くことの尊さを学ぶとともに、自分自身の将来を見つめ希望を抱かせ、自己肯定感を高めます。

【音楽鑑賞教室】

オーケストラによる演奏を鑑賞する機会を通して、子どもたちが一流の芸術に触れる、美しいものに感動する心や、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促します。

【特色ある学校づくり】

各学校の教育目標の達成に向けて、特色ある教育活動を計画し、子どもたちが生き生きと学ぶ学習環境を整備します。

【セーフティ教室】

子どもたちが、犯罪等に巻き込まれることのないよう、自ら身を守る力を育成するとともに、自ら加害者等にもならないよう、関係機関と連携して子どもたちの心を育てます。

<実践の場面>

●特色ある学校づくり・・・思いやりの心を育てる福祉体験、地域の高齢者との触れ合い活動、豊かな情操を育てる芸術鑑賞教室、命の大切さを実感する講演会など、各学校が特色ある体験活動を通して、子どもたちの心を育てています。

④学級経営の充実・・・学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気付かせる活動を取り入れ、子どもたちの自己有用感や自尊感情を育みます。

<取組内容>

【人権教育】

いじめ防止の視点に立って、一人一人のこどもに、自他の存在を等しく認めて互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心などを、学年に応じて育てています。

【自治的活動】

こどもが他者から認められることなどを通して、自己有用感をもてるようになることにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることを減少させます。子どもたちが主体的に自治的活動を展開できるよう、教員の指導力を高めます。

【OJT】

ベテラン教員が若手教員を指導し、いじめを許さない風土の醸成や、健全な学級集団を形成する指導方法を伝えていきます。

<実践の場面>

●OJTの実践・・・毎年、初任者が採用される中、各学校では若手教員育成研修としてOJT（日常の職務を通じた実践的研修）を実施しています。若手教員は、校内においてベテラン教員から、いじめを生まない学級づくりについて、児童生徒理解や学級経営等の指導方法を学んでいます。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策・・・全校児童・生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、こどもに対する情報モラル教育や保護者に対する啓発活動を行います。

<取組内容>

【情報モラル教育】

日々高度の発展している情報化社会においては、こどもたちが、情報社会に積極的に参画する態度を育てるとともに、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要です。学年に応じてインターネット等に関係するいじめの防止を、セーフティ教室における指導等を通じて推進します。

【SNSルールの策定】

全学校でSNS学校ルールを策定するとともに、SNS家庭ルールの作成も推進し、児童・生徒が主体的に望ましい使用の仕方を実践できるようにします。

【保護者啓発】

保護者会やPTA活動等を活用し、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育を進めていきます。

<実践の場面>

●関係機関との連携・・・関係機関（警察 等）から講師を招き、全校生徒及び保護者を対象として、インターネット等によるいじめ防止講演会を実施しています。全体の講演会が終了した後、別途、保護者向けの個別学習会等の時間を設定するなど、保護者と共にこどもたちを守る取組を実施しています。

⑥いじめ防止に関する研修の実施・・・いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。

<取組内容>

【教職員の共通理解】

いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめとした校内研修を年間3回以上（うち、1回以上、重大事態を取り扱う）実施します。こども同士の何気ない関わりの中で、どこまでが許されて、どこからが許されないのか等の基準があいまいになると、教職員によって対応が異なり、いじめの発生に繋がります。すべての教職員が話し合い、共通の認識をもち、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気为学校全体に醸成します。

<実践の場面>

●いじめ総合対策【第2次】の活用・・・年度当初に「いじめ総合対策【第2次】」（東京都教育委員会）を基に、いじめの定義や学校の取組など全教職員で共通理解していなければならないことを確認します。

(4) いじめの早期発見の取組

①アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、全小・中学生に対するアンケート調査を実施します。

<取組内容>

【ふれあい月間】

こども同士の友人関係や、日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」として位置付けています。この期間に、いじめの早期発見に繋げるためのアンケート調査を全小・中学生に実施しています。いじめの兆候に関わる内容については、別途個別面談等を実施し、早期対応を行います。

<実践の場面>

●アンケート調査結果の活用……アンケート調査に基づき、全てのこどもの人間関係等を把握分析し、全教職員が共通理解を図っています。また、いじめの定義に基づき、気になる児童・生徒については、すぐに管理職や生活指導主任に報告し、学校いじめ対策委員会で協議します。

②教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童等を対象とした教育相談を実施します。

<取組内容>

【全員面談】

いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラーによる全員面談（小5年、中1年）を実施します。教育相談週間を設定したり、スクールカウンセラー相談日を周知したりするなど、こどもたちが大人に相談できる機会をつくれます。

【教育相談機関の周知】

教職員や保護者に相談できないこどもや保護者が、少しでも安心して相談できるよう、教育相談機関等を広く周知します。

<実践の場面>

●教員による教育相談の充実……スクールカウンセラーによる校内研修会の実施や、教育相談研修会に参加した教員による校内伝達講習会の実施により、各教員が教育相談の手法を取り入れたこどもや保護者との接し方を身に付けています。

③個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築します。

<取組内容>

【小学校】

個人面談、家庭訪問、連絡帳等を介した保護者との連絡を通して、こどもの状況を把握するとともに、いじめの兆候を見逃さず、こどもや保護者の相談に応じる機会を直ちに設定するなど、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

【中学校】

個人面談、家庭訪問、連絡帳等を介したこども本人との毎日の連絡を通して、こどもの状況を把握するとともに、いじめの兆候を見逃さず、こどもの相談に応じる機会を直ちに設定するなど、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

<実践の場面>

●連絡ノートの活用・・・持ち物・提出物等の連絡だけでなく、毎日のこどもと教員との心の連絡手段として活用することで、いじめの日常的な実態把握に努めています。こどもの言葉に、教員が誠実に向き合い返事を書くことの積み重ねで、こどもがいじめのサインを安心して出せるような信頼関係を少しずつ築いていきます。

(5) いじめに対する早期対応

①学校いじめ対策委員会による組織的対応により、いじめを解決に導きます。

<取組内容>

【生活指導部】

いじめの兆候が発見された場合には、校内の生活指導部等の校内組織を中心に、複数の教員で事実確認を行うとともに、管理職に報告します。

【学校いじめ対策委員会】

いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議します。また、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援助と、いじめを行ったこどもに対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指します。

(※) ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安) ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

<実践の場面>

●いじめの兆候への対応・・・いじめの兆候を発見した場合に、直ちに生活指導部及び関係教員が組織的に事実確認を行うとともに、管理職に報告します。学校いじめ対策委員会(校内組織で緊急対応も可能)を開催し、今後の学校の対応について話し合います。兆候の段階で、こどもたちへの指導を徹底し、早期解決、再発防止に取り組んでいます。

②校長は、必要があると認めるときは、いじめを行ったこどもへの措置を行います。

<取組内容>

【学校いじめ対策委員会】

いじめられたこどもの受けた恐怖心が強く残っており、安心して学校に通うことができない等、深刻な事態が継続している場合は、いじめられたこどもを守るため、いじめを行ったこどもを、いじめを受けたこども等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられたこどもが安心して教育を受けるために必要な措置を講じます。

<実践事例>

●個別指導・・・いじめを行ったこどもに心からの反省を促し、二度といじめを起こさないよう、再発防止の指導を組織的に行います。別室指導等による個別指導への対応を、全校体制で組織的に行います。

③犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

<取組内容>

【学校・警察連携】

学校警察連絡協議会等を通じて、学校と警察が普段から連携を強化するとともに、こどもたちの安全確保に向け、法令に則った毅然とした対応を行います。

【スクールサポーターの活用】

スクールサポーターによる学校巡回等、こどもたちの安全を守る始点から、学校が警察に相談できる体制を強化します。

<実践事例>

●警察等との連携・・・生活指導主任とスクールサポーターとの連携を密にし、こどもたちの見守りを共通理解の下で行っています。スクールサポーターによる犯罪防止教室などを実施し、いじめがエスカレートすることで、犯罪として扱われる場合があることなど、こどもたちに認識させています。

(6) 重大事態への対応

①重大事態への対応…学校と教育委員会が一体となって重大事態を解決に導きます。

<取組内容>

【重大事態の定義の理解】

いじめ防止に関する校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解します。

【学校いじめ問題調査委員会の設置】

重大事態が発生した場合には、学校に「学校いじめ問題調査委員会」を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、学校と教育委員会が一体と行っていきます。

【安全確保】

被害の子どもに対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や、ケース会議を通じた情報共有を徹底します。また、被害の子どもへの緊急避難措置を検討し、安心して学校に通える環境を整えます。

【再発防止】

加害の子どもへの指導の在り方を検討し、再発の防止を徹底します。また、いじめ対策緊急保護者会を開催し、事態の報告とともに、再発防止に向けた取組を明示するとともに、保護者等への協力を依頼します。

【PTAとの連携】

授業観察、挨拶運動、地域パトロール等PTAによる組織的対応を依頼し、保護者とともに安全で安心できる学校生活を守っていきます。

【関係機関との連携】

警察への相談・通報や児童相談所等との連携を迅速に行い、問題を解決に導きます。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①江東区いじめ防止対策連絡協議会の設置

いじめ問題に直接関わる機関の連携を強化するとともに、本区におけるいじめ防止等の対策を実効的に推進するため、江東区いじめ防止対策連絡協議会を設置します。

○協議事項 いじめ防止対策の実施関係諸機関の連携について

(ア) いじめの防止に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(イ) 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項

○構成員 教育委員会、学校、警察、児童相談所、法務局、人権擁護委員、青少年委員、民生児童委員
なお別途、教育長が必要な構成員を指名し、臨時協議会を招集することができます。

(2) 教育活動の支援

①教員の指導力の向上…いじめを起こさない学校づくりを目指し、教育に直接携わる教員の指導力を高め、子どもたちの可能性を広げます。

<取組内容>

【課題に応じた研修の実施】

いじめ防止対策を推進する上での課題に応じた研修を充実していきます。いじめの防止に視点を当て、学級経営研修、児童・生徒理解研修、情報モラル教育研修等を実施します。

【職層別研修の充実】

主幹教諭研修、主任教諭研修、中堅教諭資質向上研修等、学校におけるリーダー教員対象の研修を充実し、組織としていじめ問題を解決に導く力を高めていきます。

【対応力向上研修の充実】

生活指導主任研修、養護教諭研修、教育相談研修、特別支援教育研修等、悩みを抱えた子どもと深く関わる機会の多い教員を対象に、様々なケースに対する対応力を高める研修を実施していきます。

【授業改善支援チームの派遣】

大学教授及び教職を志す学生をチームとして学校に派遣し、授業研究及び協議を定期的実施することで、将来の授業リーダーとなる若手教員を育成します。

<実践の場面>

●事例研究・・・いじめに関する事例を通して、教員同士がその対応策を話し合います。これまで全国で発生した深刻な事例や、いじめ関連DVD等を活用した実践的な研修を行います。本研修の内容を受講者が各学校に持ち帰り全ての教員に伝達講習を行う等、学校全体のいじめ問題への対応力を高めています。

●情報モラル教育研修・・・本区で実施している「学校非公式サイト監視事業」等のデータ分析に基づき、学校における情報モラル教育の在り方や指導方法について、子どもたちの実像に迫る実践的研修を実施しています。

●リーダーの育成・・・学校におけるいじめ対策の効果を高めるには、学校が組織としての機能を発揮することが大切です。そのために、ベテラン・中堅のリーダー層の教員の組織統率力を高める内容に特化した実践的研修を実施しています。

②教育相談体制の整備…悩みを抱えた子どもや保護者の心に寄り添い、一人一人の状況に応じた教育相談を充実していきます。

<取組内容>

【教育相談員の配置】

指導室配置の相談員による教育相談を行います。子どもや保護者の悩み等を受け止めるとともに、解決に導くために、学校や関係機関等につなぎます。

【スクールカウンセラーの配置】

全ての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱えた子どもや保護者の心に寄り添いながら、教育相談を行い、悩みや問題の解決に導きます。

【スクーリング・サポート・センターによる相談】

区教育センターに設置しているスクーリング・サポート・センターにおいて、教育相談を行います。当センターと学校が連携を図りながら、子どもや保護者の悩みや問題を解決に導きます。

<実践の場面>

●教育相談員による対応・・・指導室に学校現場に精通した教育相談員を配置しています。子どもや保護者の悩みを丁寧に聴き取り、解決の糸口を探ります。また、所属校長や関係諸機関につなげることで、迅速な解決に導くとともに、事後の経過確認や必要に応じた継続相談を行っています。

③関係機関連携の強化…学校と関係機関と連携を強化することで、いじめ問題の解決を進めていきます。

<取組内容>

【スクールソーシャルワーカーの派遣・巡回】

学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣します。ケース会議を開催し、学校の抱えている課題を整理し、解決へと導きます。また、スクールソーシャルワーカーが学校を巡回し、いじめを生まない学校づくりを実現するための課題解決に向けた解決策を学校と一緒に構築していきます。

<実践の場面>

●ケース会議・・・深刻ないじめ等に対応するため、学校が組織的対応力を十分に発揮できるよう、ケース会議を開いています。スクールソーシャルワーカーの専門的スキルを活用し、学校が持つ情報を集約、整理・分析することで、学校が効果的な対応策を策定できるよう支援しています。

④重大事態への対応…学校と教育委員会が一体となって重大事態を解決に導きます。

<具体的な取組内容>

【学校いじめ問題調査委員会への派遣】

重大事態が発生した場合に、学校が設置する「学校いじめ問題調査委員会」に指導主事やスクールソーシャルワーカー等を派遣し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、学校と教育委員会が一体となって行います。

【弁護士等による相談】

深刻化、長期化するいじめ問題に対応するため、教育委員会が弁護士等に相談するなど、専門機関の活用について検討していきます。

4 家庭・地域・関係機関の役割

子どもたちを取り巻く大人が共通の意識のもとで、子どもを守り育てていく風土を醸成していくことは、全ての大人にとっての大きな役割です。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域が子どもたちにとって安心できる「居場所」として自己有用感をもてる場にしていくことが重要です。

学校と保護者、地域関係者の連携の場として、学校説明会や保護者会、学校評価を活用するなどして、子どもの課題を把握したり、セーフティ教室などを活用していじめについての理解を深めたりして、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

